

第3章

開発途上国の森林の持続可能性に 有効な政策手段は何か？

島本 美保子

はじめに

世界の森林面積の約半分弱を熱帯林が占め、その大部分が開発途上国（以下、途上国）に存在する。1980年代この熱帯林の破壊が地球環境問題の一つとして大きくクローズアップされるようになった。WRI（1997）や Geist and Lambin（2001）など多くの研究から、木材伐採が熱帯林破壊の主要な原因の一つであることは定説となっている。しかし木材の自由貿易が熱帯林破壊を促進しているかどうかについては、自由貿易により木材伐採量が増加し、森林破壊を促進している、ということが一見自明の論理にみえるのだが、1990年代以降の実証研究においては、地域それぞれの国内事情に大きく左右され、あまり明快な結論を導くことができなかった。たとえば OECD（1994）では、「フィリピンにおける貿易自由化は森林減少を進めるであろう」とする研究を紹介する一方、インドネシアでは、丸太の輸出制限の結果、国内の木材加工業による非効率な木材使用が増加した、と述べている。

1990年代の国際情勢は、1994年にウルグアイ・ラウンドが妥結し、1995年1月から世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）がスタートし、貿易自由化への強力な波が押し寄せていた。Anderson and Blackhurst（1992）にあるように、国内で環境の外部不経済効果の内部化が行われていれば貿易自

由化は社会的厚生を最大化する⁽¹⁾、といった貿易理論をバックに、国際的な交渉の場では木材貿易と森林破壊の関係について否定的な見解が示されるようになっていった。IPF (1997, para. 116)⁽²⁾は「林産物やサービスの貿易と持続可能な森林管理との間に潜在的に正の関係を認める」とし、WTO 貿易と環境委員会 (Committee on Trade and Environment: CTE) もこれを受けて「大部分は、森林破壊は国際貿易とは無関係である」としている (WTO, CTE 1997, para. 123)。

このように木材貿易による熱帯林破壊の軽減を貿易措置によって行うことを国際的に合意するのがきわめて困難な国際情勢のなか、国境措置によらないさまざまなアプローチによる途上国の天然林資源の持続可能性確保への取り組みが行われてきた。本章では、これらの取り組みがどの程度、持続可能性確保に効果を上げているかを検証し、森林の持続可能性確保のための貿易措置の必要性について改めて考えてみたい。

まず第1節で途上国の熱帯林をはじめとする天然林資源の持続可能性とは何かを検討したうえで、これまで取り組まれてきた貿易措置によらない森林の持続可能性確保の方策を網羅的に取り上げて、それらの森林の持続可能性への効果を検証する。具体的には第2節で違法伐採対策、第3節で森林認証、第4節でパーム油認証、第5節で REDD+、第6節で生物多様性条約を取り上げる。そして、第7節で改めて貿易措置の必要性について考える。

第1節 途上国の天然林資源の持続可能性

まず途上国の熱帯林をはじめとする天然林資源の持続可能性とはどういうことか、について整理しておこう。森林の持続可能性の定義は国際的に定まったものがないが、1992年の森林原則声明のなかに「森林被覆や森林の生産性を維持増進する努力が生態学的、経済的、社会的に健全な方法で行われるべきである」という文言があり、森林の持続可能性とは基本的に森林被覆や

森林蓄積量を健全な形で維持増進することと定義できるだろう。ただし同声明では「国家は……（中略）……総合的社会経済開発計画の下で合理的な土地利用政策に基づき林地を他の用途へ転用する」ことを認めており、合理的理由に基づいた計画的な他用途への転用は開発途上の国々にとってある程度やむを得ない、との条件がつくと考えられる。

これを途上国の一般的な土地利用制度に照らし合わせて考えてみよう。途上国の森林はだいたいにおいて生産林と保護林、そして転換林という三つのカテゴリーに分かれている。

生産林は木材生産が許される森林であるが、そのなかには人の手が入っていない一次林、一次林に伐採が入った後の二次林、そして植栽や播種によって育成された人工林が含まれている。保護林は保護のため伐採に規制がある森林、転換林は将来農地などほかの土地利用への転換が認められている森林である。途上国の森林の大部分は国有林であるが、これは直轄では管理されず、企業などにさまざまな管理条件のついた伐採権を発給することによって森林管理が行われる。

たとえば全国木材組合連合会・違法伐採総合対策推進協議会（2007）によると、インドネシアでは国有林の生産林に区分されている天然林では2種類の伐採権が発給される。一つは天然林木材林産物利用事業許可（Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu: IUPHHK）で、もう一つはほかの用途に転換するために森林を伐採できる木材利用許可（Izin Pemanfaatan Kayu: IPK）である。前者ではインドネシア択伐植林方式（Tebang Pilih Tanam Indonesia: TPTI）という管理方式をとるが、このなかに森林資源の持続可能性という基準がある。択伐後に残される樹種のバリエーションを減少させてはならず、また残された立木の生育・成長を促進させる活動を行うことになっていて、択伐更新による持続可能な森林経営がめざされている。他方、後者はプランテーション開発や大規模造林などの整地作業の一環として、大面積を皆伐することができる木材伐採権である。

このような土地利用区分をふまえると、途上国の天然林を中心とした森林

の持続可能性とは、以下の3点が基準になると考えられる。

- 〔基準1〕 保護すべき生物多様性を含む森林はなるべく保護林として伐採せず保全すること
- 〔基準2〕 生産林として利用する場合、一次林を択伐した後の二次林について、インドネシア択伐植林方式のような生態系が劣化しないような択伐更新が確実に履行されること
- 〔基準3〕 国が林地を他用途へ転換する場合は、生態学的経済的社会的価値の順位に基づいた合理的な計画に基づくこと

では途上国の熱帯林をはじめとする天然林資源の持続可能性を保つためのさまざまな政策は、三つの基準に照らした場合どのような評価になるだろうか。それぞれ検討してみよう。

第2節 違法伐採に対する先進国の対策

熱帯林問題が大きく取り上げられた1980年代から、森林資源の持続可能性を保つために先進国・途上国でそれぞれとるべき政策手段の模索が、さまざまな主体によって行われてきた。しかし途上国の経済やガバナンスの状況から、途上国自身に内発的な政策を期待するのは現実的でなく、1990年代に入って先進国側から途上国の森林破壊を食い止めるための方策として、持続可能な森林から伐採された木材のみを取引する、というチャンネルを用いるのが有効であると考えられるようになった。その走りとなったのが、1992年にオーストリアが熱帯材については持続可能な森林から採取されたという証明があるもののみ輸入するための国内法を制定し、ASEAN 諸国と対立した事件である⁽³⁾。

しかしその後、持続可能な森林の定義の難しさや実態に対する要求水準の

高さから、各国政府も環境 NGO (non-governmental organization) も持続可能かどうかという水準ではなく、違法に伐採された木材を市場から排除するという次元の政策の形成に力を注ぐようになっていった。1998年の G8 バーミンガム・サミットで違法伐採に対処する方策について話し合われ、「森林行動計画」が採択されたのを皮切りに先進各国の違法伐採対策への取り組みが本格的に始まった。

以下、先進各国による違法伐採対策の歩みについて説明し、森林の持続可能性確保への効果について検証してみよう。

1. EU の取り組み：FLEGT-VPA

欧州連合 (European Union: EU) の違法伐採対策は FLEGT (Forest Law Enforcement Governance and Trade) を軸に展開してきた。EC (2007a) によると、欧州委員会は2002年4月、EUの違法伐採対策について話し合う国際ワークショップを主催し、2003年5月に FLEGT 行動計画を発表した。この行動計画で (1) 生産国の木材についてのサポート、(2) 合法材取引を促進する取り組み、(3) 政府調達方針の促進、(4) 民間セクターのイニシアチブへのサポート、(5) 融資や投資への予防措置、(6) 計画をサポートするための既存法的手段の活用と新たな法制度の採用、(7) 紛争木材の問題の取り扱い、という七つの分野が盛り込まれた。そして (2) における具体策が VPA (Voluntary Partnership Agreement) である。

EC (2007b) によると、VPA とは、EU と相手国が FLEGT 行動計画の目的を達成するために共同し、木材のライセンススキームを実施する法的拘束力のある二国間協定である。VPA の目的は、木材生産国の森林制度やガバナンスの改善をサポートすることによって、持続可能な森林管理を推進することを約束させることである。すべての VPA 相手国は (1) 森林法が整合的でわかりやすく強制力があり、持続可能な森林管理を促進するものであるという条件を確保すること、(2) 伐採現場から市場や輸出ポイントまで木材を追

跡できる技術的・行政的システムを開発すること，(3) 森林ガバナンスの透明性やアカウントビリティを向上させること，(4) 合法的に伐採された木材の輸出にライセンスを与える手続きを開発すること，を約束させられる。

EC (2007c) によると，VPA にとって重要なことは合法性を証明された木材のみを EU に輸入するライセンススキームの構築である。つまり VPA の重要な部分として，生産国における TLAS (Timber Legality Assurance System) の開発とライセンススキームの実施のための期限付きの行動計画が含まれている。TLAS には 2 種類のアプローチがある。一つは輸出される木材ごとに許可機関によってライセンスを与えるシステムで，もう一つはすべての木材の合法性を確保できる業者にライセンスを与えるシステムである。いずれにしても，TLAS のシステムは EU と VPA 相手国の代表からなる共同実施委員会 (Joint Implementation Committee) によってモニタリングされる。

2014年1月現在，すでに VPA を締結しシステム構築のプロセスが進行中の国は，カメルーン・中央アフリカ共和国・ガーナ・リベリア・コンゴ共和国・インドネシアの 6 カ国。交渉中の国がコートジボワール・コンゴ民主共和国・ガボン・ガイアナ・ホンジュラス・ラオス・マレーシア・タイ・ベトナムである⁽⁴⁾。

しかし VPA のシステムを構築した国が合法木材を EU に輸出しても，他方で安価な違法伐採材が EU 市場に出回ってしまうと，VPA 諸国の木材の競争力がなくなり合法性を確保するインセンティブを削ぐことになりかねない。これを防ぐために，2010年10月に EU では EU 市場における違法伐採材の取引を禁止する「EU 木材法」(EU Timber Regulation) が成立し，2013年3月に発効した。対象品目は合板・ボード類・家具・紙パルプなどであり，幅広い林産物に適用される。木材や林産物を取引する業者は違法に伐採生産された林産物を EU 市場で取引することを禁じられ，はじめに EU 市場に入るときにそのリスクを最小にするようなデュー・デリジェンス (due diligence)⁽⁵⁾ を実行することが求められる。ただし VPA 相手国から輸入された FLEGT ライセンス材は自動的に新法の条件を満たすと考えられる。そしてこの法律に

違反した場合、EU 各国で罰則が設けられることになっている。

2. 米国の取り組み：レイシー法

米国の違法伐採対策はレイシー法の改正によって進められている。レイシー法とは1900年に制定された連邦レベルで初めての野生動物保護法で、とくに渡り鳥の保護を目的としており、有害な野生生物の輸入や違法に捕獲された種の、州を越えた商取引を禁止した法律である⁽⁶⁾。その後1981年、1988年に大幅に改正されたが、野生動物や魚類や植物の違法な取引を取り締まるために2008年に再び改正が行われ、これによって (1) 植物を保護するアメリカ合衆国・州・インディアン・外国の法律に違反して州または国を越えて植物を採取・加工・輸送・売買すること、(2) この法律の適用される植物についての文書・報告書・記録を偽ること、(3) 輸入申告なしに植物や植物性製品を輸入すること、が違法となった。この法律の適用対象物品は2009年4月のフェイズIIで燃材・丸太・製材・チップ等が、2009年10月からフェイズIIIで炭・合板・木枠・寄木など、2010年4月からフェイズIVで家具・おもちゃなどに拡大された。軽度の違反者は1年以内の懲役と10万ドルの罰金（企業の場合は20万ドル）、重度の違反者は5年以内の懲役と25万ドルの罰金（企業の場合は50万ドル）が課せられることになっている。業者はデューケア（due care）を義務づけられた。デューケアとは十分に慎重な人物が同じまたは類似の状況において払う注意水準を意味する⁽⁷⁾。

3. 日本の取り組み：グリーン購入法など

残念ながら、日本では法令による違法伐採の排除といったレベルの枠組みはいまだに導入されていない。日本ではこれまでのところ、2000年に成立した「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）による公共調達に関する合法材優先政策のみである。グリーン購入法では国

の各機関や地方公共団体が国の「基本方針」にしたがって毎年度「調達方針」を作成し、それに基づいて環境物品の調達を促進するという法律で⁽⁸⁾、この「基本方針」でたとえばコピー用紙については「原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること」となっており、持続可能性の確認は林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (2006)」⁽⁹⁾によることとされている。

このガイドラインでは、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については三つの方法で行えるとしている。(1) 既存の森林認証制度および CoC 認証制度⁽¹⁰⁾を活用する方法、(2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得た事業者が行う方法、(3) 個別企業等の独自の取り組みによる方法である。(2) の森林・林業・木材産業関係団体の認定を得た事業者が行う証明方法とは、まずこれらの団体が自主的行動規範を作成し、この団体の構成員の、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の供給への取り組みが適切であるかどうかを認定する、というものである。そして認定業者は直近の納入先に合法性・持続可能性の証明書を交付し、それを繰り返して証明の連鎖を形成する。全国木材組合連合会 (2011) によると、2011年3月現在この事業者認定を受けた事業者は8100社に上る。規模の大きな企業については (1)、(2) ではなく、独自の取り組みによって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握したうえで、納入段階で証明書を発行することになる。輸入材については、各国における認証制度や FSC (Forest Stewardship Council) などの既存の認証制度を用いることになっている。

欧州各国においても違法伐採対策の手始めとして、公共調達を対象にしてきたことは確かである。たとえば、地球・人間環境フォーラム (2007) によると、英国政府は2000年に「政府各部門が持続可能で合法的な出所からの木材および木材製品を購入することを求める声明を発表し、2001年には「木材調達アドバイスノート」という政府調達指針が作成された。デンマークでも2003年に「熱帯木材の調達——環境ガイドライン——」という公共・半公共部門の熱帯材調達の合法性・持続可能性を推進するための指針が作成された。

しかし、その後EUではこれを民間部門の木材調達にも拡大するべく FLEGT 行動計画を発展させつつあり、米国も法的措置による違法材対策に乗り出している。一方日本では、合法木材の調達を何らかの法的枠組みを伴って民間部門に拡大しようとする動きはまだ起こっていない。林野庁は木材の利用促進を推進しており、このような枠組みの導入は木材の調達コストを増やし、それによってほかの建築資材への代替が起こることを恐れているといわれている。しかしそれはEUや米国においても同様であり、日本が安価な違法伐採材の混入した外国産木材の格好の市場となっていると、環境NGOの批判を浴びていることもまた事実である。

4. 違法伐採対策と森林の持続可能性

以上のように、欧米では違法伐採対策が進んでおり、途上国側もこれに対応する国内対策を進めつつある。では違法伐採対策を行えば森林の持続可能性は担保されるのだろうか。

上述のように、途上国には一般に転換林というカテゴリーがあり、林地の土地利用転換を許可する伐採権が発給されればプランテーション開発や大規模造林などの整地作業の一環として大面積を皆伐することができる。そして、実際は国が合理的な土地利用計画に基づいて伐採権を発給したとは考えられないケースが多く、森林破壊の原因になっている。このようなケースは国の制度に基づいているかぎり合法であるが、森林の持続可能性を森林の量と質の維持と考えるならば、当然持続可能とはいえない。

先進国の違法伐採対策は、熱帯林の持続可能性の〔基準2〕について不十分ながらも途上国に改善へのプレッシャーを与えているといえるが、この「合法」な土地利用転換による森林減少への対応、つまり〔基準3〕への対応が抜け落ちている。紙パルプ用の産業植林やパーム油プランテーションなどによる生物多様性の破壊や地元住民の生活権の侵害などが環境NGOによって告発される例も後を絶たないのである。

第3節 森林認証と森林の持続可能性

前節のように先進国が違法伐採対策に向かう以前の1990年代から、第三者機関により持続可能な森林から伐採された木材であることを認証し流通させる森林認証がさまざまな団体によって行われるようになってきた。森林認証が掲げる森林の持続可能性のなかで、前述の転換林の問題を意識しているのはFSC認証である。

FSC⁽¹⁾の活動は1990年から始まった。1993年にカナダのトロントで設立総会が開かれ、1994年にはFSCの原則と基準が設立メンバーによって承認された。重要な決定はFSC会員の総会で決定されるが、これは意思決定のバランスをとるために社会部門・環境部門・経済部門の3部門からなっている。

FSCは、基準10.9で「1994年11月以降に自然林から転換された地域で造成された人工林については、通常は認証の対象としない」としており、森林の持続可能性について厳しい基準を設けている認証制度とされている。

しかしHumphreys (2006)によると、このような厳しい基準をもつFSC認証に対抗して、生産加工業界の後押しによってより業者が取得しやすい認証制度が設立され、急速に普及している。たとえばカナダ林産物協会 (Forest Products Association of Canada) の要求で創設されたCSA (Canadian Standards Association) や、全米林産物製紙協会 (American Forest and Paper Association) が後押しした米国のSFI (Sustainable Forestry Initiatives)、そして、オーストリア・フランス・フィンランド・ドイツ・ノルウェー・スウェーデンの森林所有者の後押しで設立されたもので小規模森林所有者に適した認証といわれているヨーロッパのPEFC (Pan-European Forest Certification) である。これらの認証の特徴は、基本的に森林所有者や林産業自らが定めた環境目標に森林管理が合致していればよしとする認証のあり方になっており、遺伝子組換え樹種を禁止せず、新規造林を制限する方向性がなく、原住民の権利の保障も弱い点だといわれている。

しかし根本（2011）によると、「2011年8月現在、FSCの認証森林面積は約1億4,050万ヘクタール（79カ国、1,049森林管理者）で、認定されたFSCの取り扱い業者（CoC認証取得者）は107カ国、21,063業者に上る……（中略）……。一方、PEFCは各国独自の認証制度を相互に承認し合うことで勢力を拡大しており、2011年7月現在、34カ国の認証制度を傘下にもちながら、合計2億3,900万ヘクタール（森林所有者約50万人）を認証し、その取り扱い業者も8,470を数えている」ということで、相対的に基準の緩い認証制度の方が急激に普及しているのが現実である。

それに対抗するため、FSCはFSC材にFSC材より基準の緩いコントロール材を混入する木材コントロール認証（Controlled Wood Certification: CWC）の制度を導入したが、これによって各地で持続可能性に問題のある材が流通するケースが発生し、批判を浴びることになっている。

そしてついに2011年6月のFSCの総会で、前述の1994年以降に造成された人工林を認証対象とするという提案が行われた。結論としては1994年以降に造成されたどのような条件の人工林を認証対象とするのかについて今後検討を要するというものだったが、一連の出来事は森林の持続可能性の〔基準2〕や〔基準3〕を実質的に担保するレベルを森林認証で確保していくことの困難さを示しているといえるだろう。

第4節 パーム油認証と森林の持続可能性

FAO（2010）の2010年森林資源評価によると、近年の森林消失の原因で最も大きいのは農地への土地利用転換とされており、この用途はパーム油など輸出農産物のプランテーションである。そこで、農地転換の結果生産されるこれらの産品に、森林破壊に加担していないという認証を与えることによって、森林破壊を抑制しようというアプローチも始まっている。この代表的なものがパーム油認証である。

1. パーム油認証 (RSPO) について

日経エコロジー (2009) によると、RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil) とは熱帯林を保全しつつパーム油を生産・活用するための道を加盟団体が集まって決めようという国際的な NGO (2004年4月8日設立) である。英国とオランダ資本のユニリーバをはじめ、パーム農園主や精油企業など約300団体 (2009年6月時点) が加入している。そこで持続可能なパーム農園を認定する第三者認証制度の導入が始まっている。

森林にかかわる認証基準は、プランテーション造成、再植栽、プランテーションの拡大などを行う際には環境影響評価を行うことと、2005年11月以降の新たなプランテーションは、一次林または高い保全価値を維持・増進するために必要な地域からの転換を禁止することである¹²⁾。

2. RSPO のインドネシアでの実情

では、RSPO 認証の普及によって、森林管理は改善に向かっているのだろうか。メコンウォッチ (2012) がインドネシア、マレーシアの現地 NGO に聞き取り調査を行っている。2010年の世界のパーム油生産量の80%以上はインドネシア産とマレーシア産である。インドネシアやマレーシアのサバ州で1980年代後半から、同サラワク州では1990年代後半から急激にパーム油プランテーションの栽培面積が増加した。それに伴い土地所有権の問題で現地住民との紛争も多発している。インドネシアではすでに40%の企業がRSPOのメンバーであるが、RSPOの主要メンバーでさえも土地所有権をめぐる現地住民との紛争や人権侵害の問題を抱え、時に認証停止処分を受けている。現地 NGO スケールアップはRSPOについて「原則と基準はよくできていると思うが、実施できていない。クアラルンプールに事務局があり、インドネシアからは遠い。ジャカルタの事務所にはスタッフが2名しかいない。そん

な状況では書類確認もままならない。ただ書類を提出するだけで十分というような状況になっている感じで、同じレポートのコピーをただ提出しているような感じだ」と答えている。

3. パーム油認証と森林の持続可能性

RPSO では新規一次林の開発は禁止しているが、二次林については言及がなく、また2011年5月末からのモラトリアム¹³⁾でも HTI (Hutan Tanaman Industri) や HGU (Hak Guna Usaha) といった二次林の開発権は発行されているということで、今後も開発が進んでいけよう。つまり、パーム油プランテーションの急増が問題化してから認証が動き出して効果を上げるまでに開発が進んでしまう、という構図になっており、やはり森林の持続可能性の〔基準3〕に十分に対応できていないといえる。

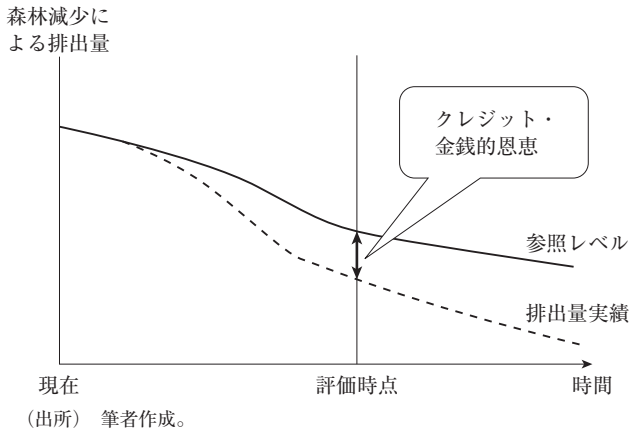
また、メコンウォッチ (2012) によるとインドネシアでは2011年から ISPO (Indonesian Sustainable Palm Oil) というインドネシア独自の認証制度も始まったが、RSPO より基準が緩いということである。つまり森林認証と同じくここでも第三者認証制度は、より緩い基準の認証が現れて市場を奪っていく「悪貨が良貨を駆逐する」の懸念が出始めているのである。

第5節 REDD+ と森林の持続可能性

1. REDD+ の概要と国際交渉の現状

REDD とは、途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減 (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries) の略である¹⁴⁾。具体的には図1のように、途上国の過去の森林減少による温室効果ガス排出量実績から設定される参照レベルに比べて、評価時点において実

図1 REDD+の仕組み



際の排出実績が下回っていれば、クレジットや金銭的恩恵が与えられるようにする仕組みのことをいう。

国連気候変動枠組条約の締約国会議（Conference of the Parties: COP）で議論されはじめたこの政策手法は、温室効果ガス削減に資すると同時に天然林伐採の減速も目論んでいる。つまり対象となる途上国は、実際には天然林伐採に対して具体的な国内的措置を講じる必要が出てくる。それは天然一次林の伐採や二次林の農地転換の制限・禁止による天然林資源の持続可能性の確保を意味するのであり、結果としてここまで論じてきた違法伐採対策や認証システムと同様の措置を迫るものなのである。

REDD+ についての議論は¹⁵⁾、2005年の国連気候変動枠組条約 COP11 モントリオール会合においてパプアニューギニアとコスタリカが、「途上国における森林消失からの排出削減」を温室効果ガス排出削減対策の新たな政策課題として共同提案¹⁶⁾したことから始まった。その後 COP に対して科学的・技術的な助言を行う補助機関会合（Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice: SBSTA）によって、2年間の検討が行われた。そして2007年の COP13 パリ会合において、REDD の DD には森林減少（Deforestation）と並

列して森林劣化 (Degradation) も含まれることが合意され、さらに「保全、森林の持続可能な管理、森林の炭素貯留量の増加」が含まれることになり、REDD+という表記になった。

バリ行動計画¹⁷⁾(決定1/CP.13パラ1 (b) (iii))で次期枠組みにおける具体的な検討項目としてREDD+を対象とし、REDDの政策アプローチやインセンティブ、途上国における森林の保全、持続的管理、炭素ストック増加の役割を検討することが合意された。REDD+の活動を喚起するアプローチ(決定2/CP.13)としては¹⁸⁾、おもに(1)現在行われている森林保全の努力を強化し、サポートする、(2)途上国の方法的、技術的、制度的ニーズに即したキャパシティ・ビルディングや技術支援、技術移転を促進する、(3)森林を保全する方法を探求し、森林破壊を制御し、森林の炭素ストックを高める方法を伝える講習会を行う、(4)以上の努力をサポートするために資金を投入する、という内容が盛り込まれ、途上国におけるキャパシティ・ビルディングや技術支援に重点がおかれることとなった。

2010年COP16のカンクン合意¹⁹⁾においては、REDD+実施に向けたより具体的な段取りが合意された²⁰⁾。おもなものはまず、森林減少減速および森林を保全管理する活動は段階的に実施されるべきであるというフェーズドアプローチ(決定1/CP.16パラ73)である。具体的には第一段階として、国家の戦略あるいは行動計画、政策、措置を策定し、キャパシティ・ビルディングを行うこと、第二段階として、さらなるキャパシティ・ビルディングや技術開発・移転および実演講習を含んだ、国家政策・措置および国家戦略または行動計画の実施、そして第三段階として、計測・報告・検証すること、というものである。またとりわけ先進国はこれらの活動を二国間・多国間の枠組みで支援すべきである(決定1/CP.16パラ76)とされた。そしてこれらの活動を行う際には、国の森林プログラムや国際協定との合致、透明で効率的な森林ガバナンス、原住民や地域コミュニティの構成員の知識や権利の尊重、関係するステークホルダーの参加、天然林や生物多様性の保全などへの配慮といった項目が促進・遵守されなければならないとするセーフガード(決定1/

CP.16 Appendix I パラ 2) の規定も盛り込まれた。

REDD+ では途上国の森林保全による温室効果ガス排出削減の恩恵がどのようなものになるのかということは非常に重要な論点である。この資金オプションについてカンクン合意では、2011年に南アフリカのダーバンで開催される COP17までに研究し COP17で報告すること（決定 1/CP.16 パラ 76）とされたものの、COP17では十分な結論に至っていない。問題は2009年のコペンハーゲン合意で、附属書 I 国についても2020年までは強制的な数値目標の設定が見送られたため、当初イメージされていたように REDD+ によって途上国にクレジットを供与しても、それが途上国の REDD+ 履行へのインセンティブとはならない可能性が高いということである。国連気候変動枠組条約の強制的枠組み設定とリンクしないかぎり、REDD+ で当初目論んだ姿の実現は困難なのである。

とはいえ、REDD+ に関する自主的な活動はすでに広く着手されている。2010年5月27日に開かれた閣僚級会合「気候と森林に関するオスロ会合」においては、REDD+ の活動や資金支援を促進するため、関心国による「REDD+ パートナーシップ」が構築された。これは条約上の公式なプロセスが決着していないなか、非公式な形ではあるが REDD+ を進展させていこうという取り組みである。また、REDD+ に関する二国間・多国間のプログラムも進められており、赤堀（2010）によると、世界銀行の森林炭素パートナーシップ基金（Forest Carbon Partnership Facility: FCPF）⁽²⁾、国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO）や国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）、国連環境計画（United Nations Environment Programme: UNEP）の共同提案によって2008年に設立された UN-REDD、2010年に合意したノルウェーとインドネシアのパートナーシップなどが代表的な例として挙げられる。

このような自主的な活動のなかでも画期的な事例であるノルウェーとインドネシアのパートナーシップについて、以下でその効果と限界について取り上げよう。

2. インドネシアにおける REDD+に関する取り組み

Greenpeace (2012) によると、2009年インドネシアではユドヨノ大統領が温室効果ガスの排出を2020年までに26%減少させることを宣言した。インドネシアの温室効果ガス排出源の80%前後が森林消失や土地利用転換や泥炭地の燃焼によるもので、これらの排出源のカットが温室効果ガスの押さえ込みの鍵を握ることになった。

2011年5月ノルウェーから10億ドルの支援を受ける代わりに、一次林と泥炭地の転換に対する新規コンセッションの2年間の発給停止（モラトリアム）を宣言した。Austin, Sheppard, and Stolle (2012) はこのモラトリアムの効果と限界を分析している。それによると、対象地域には2840万ヘクタールの一次林と1480万ヘクタールの泥炭地が含まれ、これは92.8ギガトンのCO₂に相当し、1年間の世界の温室効果ガス排出量の3倍にも上る。しかし対象地域内の現在コンセッションが設定されている一次林や泥炭地はモラトリアムの対象とならないので、350万ヘクタールの一次林および泥炭地から排出される14.6ギガトンのCO₂はストップできない。また対象地域内の二次林1560万ヘクタールも大統領命令ではモラトリアムには明確に含まれていない。しかもモラトリアム宣言後3カ月間に、対象となっている森林が伐採された事例が103件発見されており、ガバナンスや線引きについてより改善が求められている。

3. REDD+と森林の持続可能性

Angelsen et al. (2012) によると、当初 REDD+は、スターンレビュー²²でCO₂ 1トン当たり平均US\$ 1～2という低コストで温室効果ガスを削減できる方法とされ、また森林関係者からも、なかなか進まない天然林破壊へのドラステックな解決法となるのではないかと大いに期待された。しかし国

連気候変動枠組条約内での REDD+ の進捗は遅い。ノルウェーとインドネシアのパートナーシップについても、一次林のモラトリアムが宣言されたことから〔基準1〕の観点から一步前進があったものの、発給済みのコンセッションや二次林が対象から外れており、またモラトリアムの確実な履行が担保されないといった RSPO と同様の問題を含んでいる。結局、各施策が動き出して効果を上げる前に開発が進んでしまう、という構図がここでもみられるのである。

第6節 生物多様性条約と森林の持続可能性

生物多様性を守るための国際的な枠組みも、森林の持続可能性と密接なかわりがある。天然林に多く存在する遺伝資源や伝統的知識が原産国に大きな経済的恩恵をもたらせば、原産国はこれらを産出する天然林を保護するインセンティブをもつことになり、結果として天然林資源の持続可能性の〔基準1〕～〔基準3〕を改善するような政策をとると考えられるからである。では、生物多様性を守るための国際的枠組みはそのような機能を果たすものとなっているだろうか。

1992年に採択された生物多様性条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用および遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約である。バイオインダストリー協会・生物資源総合研究所(2011, 12-13)によると、生物多様性条約発効以前は、遺伝資源の問題は農業食料の観点から植物遺伝資源の問題としてFAOによって取り組まれ、1983年に植物遺伝資源に関するFAOグローバル・システムが採択された。これは「植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ」という法的拘束力のない文書と植物遺伝資源委員会(Committee on Plant Genetic Resource)から成り立っている。FAOアプローチの特徴は、植物遺伝資源を地球規模において保全し利用すべき公共財として位置づけている点で、これは遺伝資源に原産国

の主権的権利があるとする生物多様性条約とは異なる。

1. 生物多様性条約の枠組み

生物多様性条約の概要は以下のとおりである。まず遺伝資源の指す範囲は植物・動物・微生物と定められており、FAOのグローバル・システムより広がった。そして遺伝資源への権利については、第15条1項で「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う」としている。資源へのアクセスに際しては「事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする」（第15条5項）となっている。また利益配分については、「締約国は、遺伝資源の研究および開発の成果ならびに商業的利用その他から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため……（中略）……適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う」（第15条7項）としている。

バイオインダストリー協会・生物資源総合研究所（2011, 16-17）によると、この条約の実施運用をどのような形で規制するかについて、遺伝資源の国境を越えた移動に関して厳格な規制を設けたい途上国は、国内的立法措置で行うべきと主張し、EU諸国は国際的な行動準則の策定を主張し、非締約国である米国は当事者の自由な交渉に委ねるべきだと、おのおの考え方に相違があった。

2004年の「ボン・ガイドライン」では行動基準の策定という方向性が打ち出されたが、途上国は、利益配分の確保が十分期待できないとして法的拘束力をもつ文書の策定を求めた。このような対立を経て、2010年に遺伝資源の利用から生じる利益の配分を定める名古屋議定書が採択された。

2. 名古屋議定書

名古屋議定書では、国際基準を定めるのではなく、遺伝資源の提供国の国内法に域外効力を与えることと、そのための条件と手続きを定める議定書となった。適用範囲は生物多様性条約の枠内の遺伝資源およびそれに付随する伝統的知識ならびにそれらの利用から生じる利益配分である。

バイオインダストリー協会・生物資源総合研究所（2011, 267-268）によると、最大の争点であった利益配分の対象範囲について途上国は、派生物には生物組織に加え、化学物質、加工品または情報などが含まれると主張した。しかし、生物多様性条約第2条において「遺伝資源とは」「遺伝の機能的な単位を有する」素材であると定められている。ということは、派生物のうちで遺伝の機能的な単位を有しないものは遺伝資源ではないため、その利用から生じる利益は生物多様性条約の対象外となる。この指摘に対して、途上国は「遺伝資源の利用」に派生物の生成、抽出や分析が含まれるため、利益配分の対象であると主張するようになった。つまり、「遺伝資源」「の利用から生じる利益」と読むのではなく、「遺伝資源の利用」「から生じる利益」と読むという解釈である。そこで先進国は「派生物」という語は用いず、「遺伝資源の利用」を定義するとともに、個別の「相互に合意する条件」(Mutually Agreed Terms: MAT)に基づくことを明記する、という妥協案が浮上し、派生物は国内法の取得規制の対象範囲として認められなかった。

また提供国において遺伝資源へのアクセスと利益配分 (Access to Genetic Resources and Benefit Sharing: ABS) 関連の法律が制定されていなかった場合にも、利益配分は国際義務であり保証されるべきと途上国は主張し明文化を求めていたが、生物多様性条約第15条7項の MAT に基づくとの規程を超えるので先進国は反対し、明文化されなかった。

3. 生物多様性条約と森林の持続可能性

生物多様性条約や名古屋議定書は、現在のところ原産国の生息地保護に大きく役立つレベルにあるとは考えにくい。生物多様性条約発効以前に取得された生息域外 (ex-situ) コレクション²³のうち、FAOの植物遺伝資源委員会の対象でないコレクションに生物多様性条約を遡及して適用できるかという点、条約法に関するウィーン条約第28条の条約不遡及の原則から難しいとされている。現在普及している医薬品等について原産国が恩恵を受けられなければ、原産国にとって開発行為をストップする代償がどの程度なのか不明なのであって、そのために天然一次林の伐採規制など強力な政策措置が行われることは望み薄である。

第7節 総括

以上、途上国における森林の持続可能性に関係するであろう、さまざまな政策アプローチの特徴と効果そして限界について検討してきた。これらの結果はおもに二つの政策の必要を示唆しているのではないだろうか。一つ目は森林の持続可能性を確保するためには、やはり国境措置が必要な局面があるということ。二つ目は森林の持続可能性の維持増進を目的とした法的拘束力のある森林条約の締結が必要だということである。

まず、これまでの諸政策の検討から浮かび上がってきたのは政策を構築するスピードの問題である。違法伐採対策をはじめ政府主導の政策はどれも、国際的な合意を取りつけて初めて実施に至り、効果を発揮するまでに非常に長い時間を要するという点である。その間に天然林伐採や土地利用転換がどんどん進んでしまう。このようなことを繰り返さないためには、ほかの措置によって森林の持続可能性がある程度確保できるようになるまでの間、迅

速に実施可能な環境名目の貿易制限措置を行うということを検討すべきではないだろうか。

具体的には二つの方向性が考えられる。一つは WTO 協定にのっとった貿易制限措置である。GATT 第20条 (g)、つまり有限天然資源の保存を名目とした貿易制限措置は一般的例外として認められる。これを用いて、たとえば違法伐採材の混入が明らかな国からの林産物輸入を制限する、または森林破壊的な農業による農産物の輸入を制限するというやり方である。もう一つは二国間または数カ国間の交渉で、林産物輸出国や森林破壊的な農産物輸出国に対して、それらの産品に輸出税をかけるよう交渉する、という方法である。これは1980年代から米国がカナダ産の針葉樹製材について行ってきた方法である²⁴。輸出税を熱帯生態系の価値の使用料と考えれば、輸出材のみが対象となってしまうが、生物多様性等の価値の木材価格への算入の一つのアプローチと考えることもできるだろう。実は自由貿易と環境は調和的と主張してきた WTO の論調にも近年変化がみられ、2010年の World Trade Report では、輸出税を資源保護にとって肯定的にとらえるようになってきている²⁵ (WTO 2010)。

前述の諸方策のなかで相対的にスピーディであったのが、第三者認証である。しかし認証については、「悪貨が良貨を駆逐する」という傾向性がみられた。これは森林問題については残念ながら環境への消費者意識よりも、安いものを求めるという経済性の意識が勝ってしまうという証左である。したがって長期的にも、森林認証やパーム油認証さえあれば、後は市場に任せておけば森林の持続可能性は担保できるのだ、というわけにはいかないということを認識すべきである。

また、いずれの政策アプローチも森林の持続可能性そのものを対象としていないため、対象からこぼれる部分が出てくるということもわかった。たとえば違法伐採対策では転換林の問題が解決不可能であったり、REDD+ や RSPO において二次林の管理が置き去りであったり、という点である。

以上のように、個別政策の積み上げではカバーできない部分が残る、また

ボランティア制度はやはり不十分であるため、本来は森林条約といった森林の持続可能性や生物多様性の保全そのものを目的とした法的拘束力のある国際環境条約を策定できることが望ましいといえるだろう。そのなかに国境措置も組み込めればさらに即効性が確保できると考えられるのである。

〔注〕 _____

- (1) しかし、物的な森林の持続可能性と自由貿易は経済学的に調和的とはいえない。理論的根拠については島本（2010）を参照のこと。
- (2) 1992年の国連環境開発会議（United Nations Conference on Environment and Development: UNCED——通称、地球サミット）において、森林原則声明およびアジェンダ21の第11章「森林減少対策」が採択されたが、森林に関する法的拘束力のある条約の採択は見送られた。その後アジェンダ21の実施状況を監視し必要な勧告を行うため、1993年に「国連持続可能な開発委員会」（CSD）が設置され、その下に「森林に関する政府間パネル」（Intergovernmental Panel on Forests: IPF）、「森林に関する政府間フォーラム」（Intergovernmental Forum on Forests: IFF）、「国連森林フォーラム」（United Nations Forum on Forests: UNFF）で森林の持続可能性確保のための戦略について話し合われてきた。そのなかで常に懸案となりながら、しかしいまだに、法的拘束力のある国際的枠組みを構築するに至っていない。詳しくは地球・人間環境フォーラム（2004）参照のこと。
- (3) 結局、オーストリアがラベリングを任意とするように国内法を改正し、事態は収拾された。
- (4) EU FLEGT Facility のウェブサイト（<http://www.euflegt.efi.int/home/>）参照のこと。
- (5) デュー・デリジェンスとは、業者が既存のシステムまたは独自のシステム構築によって伐採国、樹種、質、合法性の情報にアクセスし、当該国における合法性、違法伐採の普及、サプライチェーンの複雑さ、国連安保理事会や木材貿易に関するEU評議会における制裁対象国であるかどうか、についてリスクアセスメントを行い、適切な措置や手続きを講じてリスクの最小化を行うことである。
- (6) 米国魚類野生生物局のウェブサイト（<http://www.fws.gov/le/AboutLE/history.htm>）参照のこと。
- (7) 米国農務省（USDA）の動植物検疫局のウェブサイト（http://www.aphis.usda.gov/plant_health/lacey_act/downloads/LaceyActPrimer.pdf）参照のこと。
- (8) 環境省のグリーン購入法に関するウェブサイト（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/houritu.html>）参照のこと。
- (9) 全国木材組合連合会の合法木材ナビ（<http://www.goho-wood.jp/guideline/>）参照のこと。
- (10) 合法木材ナビによると、CoC 認証制度とは、「森林認証を取得した森林から

生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていることについて、第三者機関が木材・木材製品を取り扱う事業者を評価・認証する仕組み」のことをいう。

- (11) FSC の概要については <http://www.fsc.org/> を参考にした。
- (12) しかし、国ごとにやや条件があり、マレーシアではサバ州、サラワク州については環境影響評価が求められるのは500ヘクタール以上で、500ヘクタール未満については低減措置の提出にとどまる。またマレーシア、インドネシアでは2005年11月から2007年11月の移行期間の一次林転換については禁止とはなっていない。
- (13) 第5節2.のノルウェーとのパートナーシップによるモラトリアムのこと。
- (14) 詳細は、森林総合研究所 REDD 研究開発センターのウェブサイト (<http://www.ffpri.affrc.go.jp/redd-rc/ja/redd/basics.html>) を参照のこと。
- (15) 以下の経緯の説明は <http://www.ffpri.affrc.go.jp/redd-rc/ja/redd/negotiations.html> および赤堀 (2010) による。
- (16) 提案文書は <http://unfccc.int/resource/docs/2005/cop11/eng/misc01.pdf> を参照。
- (17) <http://unfccc.int/resource/docs/2007/cop13/eng/06a01.pdf#page=8> を参照。
- (18) United Nations Framework Convention on Climate Change REDD web Platform の Background (http://unfccc.int/methods_science/redd/items/4547.php) より。
- (19) カンクンで行われた COP16では、ポスト京都議定書の国際的な法的枠組みの基礎になり得る包括的な文書が合意され (カンクン合意)、同合意のもとに先進国および途上国が提出した排出削減目標等を国連の文書としてまとめたうえで、これらの目標等を COP として留意することとなった。
- (20) <http://unfccc.int/resource/docs/2010/cop16/eng/07a01.pdf#page=2> を参照。
- (21) 2007年の COP13でゼーリック世銀総裁が設立を宣言した。
- (22) スターンレビューとは、英国財務大臣が2005年7月に、2006年秋までに英国首相と英国財務大臣に報告されるものとしてニコラス・スターン博士に作成を依頼した、気候変動問題の経済影響に関する報告書のこと。
- (23) 生息域外 (ex-situ) に存在する遺伝資源のこと。
- (24) 米国は自国の製材産業保護のため、カナダ産の針葉樹製材にさまざまな国境措置を要求してきた。その結果、1986年、カナダ産製材に15%の輸出税を課す覚書 (Memorandum of Understanding: MOU) を締結 (1991年まで) し、1996年には針葉樹製材協定を締結してカナダ主要4州から関税なしで輸出できる量に上限を設け、それ以上にはカナダが2段階で輸出税を課す2段階関税率クォータ制 (2001年終了) を導入した。さらに2006年針葉樹製材協定を締結し、カナダは段階的な輸出税制度を導入した。詳しくは Zhang (2007) を参照のこと。
- (25) WTO (2010) では、オープンアクセスの資源輸出による輸出税は天然資源部門の採掘レベルを減少させ、交易条件を改善し、天然資源の長期ストックを増やす (WTO 2010, 130) と述べている。また生物多様性への効果として、天然資源の過度な採取がすみかの破壊の直接の原因ならば、関税政策は、

資源の採取量を減らし、それによってすみかの損失も減少させるので、最適な政策である（WTO 2010, 137）とも述べている。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 赤堀聡之 2010. 『REDD+に関する国際議論の現状』 森林総合研究所 (http://www.ffpri.affrc.go.jp/redd-rdc/ja/seminars/reports/2010/10/25/01/AM1_akahori.pdf).
- 島本美保子 2010. 『森林の持続可能性と国際貿易』 岩波書店.
- 全国木材組合連合会・違法伐採総合対策推進協議会 2007. 『インドネシアにおける合法性証明の実態調査報告書』 全国木材組合連合会 (<http://www.goho-wood.jp/kyougikai/pdf/indonesia.pdf>).
- 全国木材組合連合会 2011. 『合法木材ハンドブック第3版』 全国木材組合連合会 (http://www.goho-wood.jp/ihou/handbook_k.pdf).
- 地球・人間環境フォーラム 2004. 『平成15年度 森林生態系の保全管理に係る調査業務報告書』 地球・人間環境フォーラム (http://www.gef.or.jp/activity/forest/world/report/H15report/all_H15forest_ecosystem.pdf).
- 2007. 『平成18年度 世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務報告書』 地球・人間環境フォーラム (http://www.gef.or.jp/activity/forest/world/report/H18report_illegallogging.pdf).
- 日経エコロジー編 2009. 『世界に乗り遅れないための生物多様性読本』 日経BP社.
- 根本昌彦 2011. 「森林認証制度の国際動向—途上国への認証拡大と制度間競合、人工林問題など—」 『木材情報』 (245) 10月 16-20.
- バイオインダストリー協会・生物資源総合研究所監修 2011. 『生物遺伝資源へのアクセスと利益配分』 信山社.
- メコンウォッチ 2012. 『熱帯プランテーション問題に関する調査 中間報告書【暫定版】』 (http://www.mekongwatch.org/PDF/PlantationReport_2012.pdf).

<外国語文献>

- Anderson, K. and Blackhurst, R. 1992. *The Greening of World Trade Issues*, NY: Harvester Wheatsheaf.
- Angelsen, A., et al., 2012. *Analysing REDD+: Challenges and Choices*, Bogor: CIFOR. (http://www.cifor.org/publications/pdf_files/Books/BAngelsen1201.pdf).
- Austin, K., S. Sheppard, and F. Stolle 2012. *Indonesia's Moratorium on New Forest Concessions: Key Findings and Next Steps*, Washington D.C.: WRI. (<http://www.wri.org/publication/indonesia-moratorium-on-new-forest-concessions>).
- EC (European Commission) 2007a. "What is FLEGT?," *FLEGT Briefing Notes*, (1) European Commission. (http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/efi_briefing_note_01_eng_221110.pdf).

- 2007b. “Voluntary Partnership Agreements,” *FLEGT Briefing Notes*, (6) European Commission. (http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/efi_briefing_note_06_eng_221010.pdf).
- 2007c. “Legality Assurance Systems: Requirements for Verification,” *FLEGT Briefing Notes*, (5) European Commission. (http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/efi_briefing_note_05_eng_221010.pdf).
- FAO 2010. *Global Forest Resource Assessment 2010 - Main report*, Rome: FAO.
- Geist, H. G. and E. F. Lambin 2001. *What Drives Tropical Deforestation?: A Meta-Analysis of Proximate and Underlying Causes of Deforestation Based on Subnational Case Study Evidence*, Louvain-la-Neuve: LUCC International Project Office, University of Louvain.
- Greenpeace 2012. *Indonesia’s Moratorium on Deforestation: One Year On*, (<http://www.greenpeace.org/international/Global/international/publications/forests/2012/Indonesia/Indonesia-Moratorium-Anniversary.pdf>).
- Humphreys, D. 2006. *Logjam-Deforestation and the Crisis of Global Governance*, London: Earthscan.
- IPF (Intergovernmental Panel on Forests) 1997. *Report of the Ad Hoc Intergovernmental Panel on Forests on its fourth Session*, E/CN.17/1997/12. (<http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N97/069/11/PDF/N9706911.pdfOpenElement>).
- OECD 1994. *The Environmental Effects of Trade*, Paris: OECD. (OECD 編集, 環境庁地球環境部監訳 1995.『OECD : 貿易と環境—貿易が環境に与える影響』中央法規出版).
- RSPO 2007. *RSPO Principles and Criteria for Sustainable Palm Oil Production Including Indicators and Guidance, October 2007*, (http://www.rspo.org/sites/default/files/RSPO%20Principles%20&%20Criteria_0.pdf).
- WRI (World Resource Institute) 1997. *The Last Frontier Forests*, Washington D.C.: WRI.
- WTO 2010. *World Trade Report 2010: Trade in Natural Resources*, Geneva: WTO. (http://www.wto.org/english/res_e/publications_e/wtr10_e.htm).
- WTO, CTE 1997. Environmental Benefits of removing Trade Restrictions and Distortions, *Note by the Secretariat*, WT/CTE/W/67, 7 November.
- Zhang, D. 2007. *The Softwood Lumber War – Politics, Economics, and the Long U.S.-Canadian Trade Dispute*, Washington D.C.: Resource for Future.